

令和5年台風第7号に伴う大雨等による 普通交付税（市町村分）の繰上げ交付について

令和5年台風第7号に伴う大雨等により被害を受けた府内3市について、普通交付税（市町村分）が繰上げ交付（9月交付予定額の30%）されることになりましたのでお知らせします。

1 交付団体及び交付額

福知山市	773,000千円
舞鶴市	486,000千円
綾部市	317,000千円
計	1,576,000千円

※今回は、9月交付予定額の30%を前倒しで交付

2 交付予定日

8月22日（火）

【参考】

- 普通交付税の繰上げ交付について
普通交付税の交付時期（定例交付 年4回：4、6、9、11月）が地方交付税法第16条第1項で規定されているが、大規模な災害がありこれにより難しい場合には、同法第2項及び普通交付税に関する省令第54条の規定により、交付時期の特例（繰上げ交付）が認められている。
- 京都府における最近の繰上げ交付の状況
平成16年11月 2団体（宮津市、福知山市・台風23号災害）
平成24年8月 1団体（宇治市・南部豪雨災害）
平成25年10月 2団体（福知山市、舞鶴市・台風18号災害）
平成26年8月 1団体（福知山市・北部豪雨災害）
平成30年7月 5団体（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市・平成30年7月豪雨）

【本報道発表に関するお問合せ】

総務部自治振興課 課長	山崎	TEL 075-414-4445
課長補佐兼係長	橋爪	TEL 075-414-4454

